

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（330））
2. 日時：令和2年6月4日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、千明主任安全審査官※、
服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、日南川技術参与※
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）他18名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、5月28日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【防波堤が地震により損傷した場合の運用方針の妥当性、有効性】

- 管路計算における取水槽池部（漸拡ダクト部等）のモデル化について、水槽面積の高さ方向の変化に係る考慮の有無が明確となるように説明すること。
- 取水管内へ設置する流路縮小工の評価について、工事に伴う影響を未検討としているため、検討を行った上で評価結果を説明すること。
- 流路縮小工に関する水理模型実験の実施について、実験の目的及び位置付けが明確となるように説明すること。
- 流路縮小工の開口率の算定方法について、算定位置及び縮小前後の面積が明確となるように説明すること。
- 1号炉取水槽の水位低減対応策の選定について、いくつかの案から最終的に選定された対応策に至る経緯及びその対応策が他の案と比較してより確実に効果を発揮でき、かつ実現性も高いことがより明確となるように説明すること。

【漂流物の影響評価の妥当性】

- 燃料等輸送船が取水口に接触した場合の評価について、設計基準対象施設である取水口の一部が損傷することの可否を含めて接触による影響を評価した上で、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性及び取水口の機能への影響を説明すること。

【津波発生時の運用対応について】

- 発令される警報の種類に応じて原子炉停止等の対応を実施する方針について、警報に津波注意報を含める方針としていることから、津波注意報が発令された場合の対応方針が明確となるように説明すること。
- 大津波警報発令時（地震大発生後を含む）の循環水ポンプ停止に係る運用として、即停止とはしない場合もあるとしているが、来襲する津波の特性及び非常用海水ポンプの水源確保の観点を踏まえ、考え方の妥当性を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし